

特別養護老人ホーム 四宮三養苑(重要事項説明書より抜粋)

1. 当施設が提供するサービスと利用料金

(1) サービス利用料金

下記の料金表によって、入居者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事、居住にかかる負担限度額の合計金額をお支払いください。(サービスの利用料金は、利用者の要介護度、負担割合に応じて異なります。)

なお、下記の利用料は、30日で計算しております。

利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5	
うち、介護保険から給付される金額(通常9割)	9割 ¥186,280	8割 ¥165,582	7割 ¥144,884	1割負担 ¥20,698	2割負担 ¥41,396	3割負担 ¥62,094
サービス利用にかかる自己負担額	¥206,978	¥228,765	¥252,154	¥274,582	¥296,370	
栄養マネジメント加算	(1割)¥15×30日=¥450	(2割)¥30×30日=¥900	(3割)¥45×30日=¥1,350			
看護体制加算 IIイ	(1割)¥25×30日=¥750	(2割)¥50×30日=¥1,500	(3割)¥75×30日=¥2,250			
日常生活継続支援加算	(1割)¥50×30日=¥1,500	(2割)¥100×30日=¥3,000	(3割)¥150×30日=¥4,500			
サービス提供体制強化加算Ⅲ	(1割)¥7×30日=¥210	(2割)¥13×30日=¥390	(3割)¥20×30日=¥600			
夜勤職員配置加算 IIイ	(1割)¥50×30日=¥1,500	(2割)¥100×30日=¥3,000	(3割)¥150×30日=¥4,500			
食事代	¥1,500×30日=¥45,000					
居住費	¥3,000×30日=¥90,000					

- ※ 上記合計に介護職員処遇改善金8.3%、特定処遇改善金2.7%、合計11.0%が加算されます。
- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて入居者の負担額を変更します。
- ※ 加算要件に関しましては注1を参照
- ※ 入居した日から起算して30日以内の期間は初期加算として1日30単位(入居者負担32円(1割)、64円(2割)、96円(3割))を頂きます。又、入院後の再入所に関しても同様です。
- ※ 入居者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払頂きます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)。償還払いとなる場合、ご入居者が保険給付の申請を行うために必要な事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入居者の負担額を変更します。
- ※ 入居者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合 1日あたり 6,899円(加算別) 但し、食事代は、サービス利用料金に基づいた自己負担額となります。
- ※ 入居時に介護保険被保険者証、介護保険負担割合証を提示していただくようお願いいたします。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

① 食事代

入居者に提供する食事の費用です。(1日当たり 1,500円)  
但し、負担限度額認定について減額適用を受けている方については、下記の料金となります。

1段階	1日当たり	¥300
2段階	1日当たり	¥390
3段階	1日当たり	¥650

② 居住費

(1日 3,000円)  
ユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用。  
但し、負担限度額について減額適用を受けている方については、下記の料金となります。

1段階	1日当たり	¥820
2段階	1日当たり	¥820
3段階	1日当たり	¥1,310

※ 入院又は外泊中の居住費 1日 3,000円 徴収いたします。ただし、入院又は外泊中のベットを短期入居生活介護に利用する場合は、入所者から居住費はいただきません。

③ 特別な食事(酒を含みます)

入居者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。  
利用料金: 要した費用の実費

④ レクリエーション・クラブ活動

入居者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。  
利用料金: 材料代等の実費をいただきます。

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金ご入居者の日常生活に要するもので利用者に負担して頂くことが適当である費用を負担いただきます。  
オムツ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。  
但し、事業所が指定した物から選んでいただけるものに限ります。なお、入居者が希望されたオムツについては自己負担となります。

⑥ 貴重品の管理

利用者の希望により、貴重品管理を下記の通り行います。  
ア. 管理する金銭の形態: 施設の指定する金融機関に預け入れている貯金。  
イ. お預かりするもの: 上記預貯金通帳と届け出た印鑑、有価証券、年金証書  
ウ. 保管管理者: 施設長 保管補助者: 事務員・相談員  
エ. 出納方法: 手続きの概要は以下の通りです。  
(ア) 預金の預入れ及び引出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出して頂きます。  
(イ) 保管管理者は、上記の届け出の内容に従い、預金の預入れ及び引出しを行います。  
(ウ) 保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しを利用者へ交付します。  
(エ) 利用料金: 1ヶ月当たり 3,000円

⑦ 契約書に定める所定の料金

入居者が、契約終了後も居室を明け渡されない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

入居者の要介護度料金	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
介護度料金(1日)	¥9,056	¥9,846	¥10,690	¥11,481	¥12,271
居住費(1日)	¥3,000				
1日合計	¥12,056	¥12,846	¥13,690	¥14,481	¥15,271

⑧ 利用料については経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、施設は、入居者に対して、変更を行う日から2か月前までに説明をした上で、当該利用料を相当額に変更できるものとする。

2. その他の介護保険給付について

- ① 入院又は外泊中については外泊時費用として、月6日を限度とし、1日246単位(入居者負担、263円(1割)・526円(2割)・789円(3割))を頂きます。
- ② 経管により食事を摂取する入居者について、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行った場合、180日を限度とし、経口移行加算として1日28単位(入居者負担、30円(1割)・60円(2割)・90円(3割))を頂きます。
- ③ 医師の指示せんに基づき療養食を提供した場合、療養食加算とし、1回6単位加算(入居者負担、7円(1割)・13円(2割)・20円(3割))を頂きます。

【 三養福祉会 デイサービスセンター 四宮三養苑 利用料金体制 】

通所介護

数字は 単位 です

	3～4未満	4～5未満	5～6未満	6～7未満	7～8未満	8～9未満
要介護1	364	382	561	575	648	659
要介護2	417	438	663	679	765	779
要介護3	472	495	765	784	887	902
要介護4	525	551	867	888	1008	1026
要介護5	579	608	969	993	1130	1150

①サービス利用料金

		3～4未満	4～5未満	5～6未満	6～7未満	7～8未満	8～9未満
要介護1	3割	1161円	1224円	1797円	1842円	2076円	2112円
	2割	774円	816円	1198円	1228円	1384円	1408円
	1割	387円	408円	599円	614円	692円	704円
要介護2	3割	1335円	1404円	2124円	2451円	2841円	2496円
	2割	890円	936円	1416円	1634円	1894円	1664円
	1割	445円	468円	708円	817円	947円	832円
要介護3	3割	1512円	1587円	2451円	2511円	2841円	2889円
	2割	1008円	1058円	1634円	1674円	1894円	1926円
	1割	504円	529円	817円	837円	947円	963円
要介護4	3割	1683円	1764円	2778円	2844円	3228円	3288円
	2割	1122円	1176円	1852円	1896円	2152円	2192円
	1割	561円	588円	926円	948円	1076円	1096円
要介護5	3割	1854円	1947円	3105円	3180円	3621円	3684円
	2割	1236円	1298円	2070円	2120円	2414円	2456円
	1割	618円	649円	1035円	1060円	1207円	1228円

加算項目

②入浴	3割	160円
	2割	107円
	1割	54円

③中重度 ケア加算	3割	144円
	2割	96円
	1割	48円

④サービ ス強化体 制加算 I	3割	38円
	2割	26円
	1割	13円

⑤昼食代	100円
------	------

総利用料金/月 = (①+②+③+④+⑥×利用回数) + (⑤×利用回数)

⑥通所介護職員処遇改善加算(I)ロ = ①+②+③+④に対して5.9%

⑥通所介護職員特別処遇改善加算(II)ロ = ①+②+③+④に対して1.0%

総合事業予防通所介護緩和型

2～5時間未満		①	②	③	④	⑤
利用区分		基本料金 (半日)	入浴介助加算	送迎加算(往復)	①+②+③	昼食代
要支援1	1割	297円	41円	75円	413円	100円
	2割	594円	82円	150円	826円	
要支援2	1割	297円	41円	75円	413円	
	2割	594円	82円	150円	826円	
事業対象者	1割	297円	41円	75円	413円	
	2割	594円	82円	150円	826円	

総利用料金/月 = (④ + ⑤) × 利用回数

⑥総合事業予防通所介護 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ = ④に対して5.9%

⑥総合事業予防通所介護 介護職員特別処遇改善加算(Ⅱ)ロ = ④に対して1.0%

5～7時間未満		①	②	③	④	⑤
利用区分		基本料金 (全日)	入浴介助加算	送迎加算(往復)	①+②+③	昼食代
要支援1	1割	331円	41円	75円	447円	100円
	2割	662円	82円	150円	894円	
要支援2	1割	331円	41円	75円	447円	
	2割	662円	82円	150円	894円	
事業対象者	1割	331円	41円	75円	447円	
	2割	662円	82円	150円	894円	

総利用料金/月 = (④ + ⑤) × 利用回数

⑥総合事業予防通所介護 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ = ④に対して5.9%

⑥総合事業予防通所介護 介護職員特別処遇改善加算(Ⅱ)ロ = ④に対して1.0%

総合事業予防通所介護

		①	②	③	④	⑤
利用区分		基本料金	通所型生活向上グループ活動加算	サービス提供体制加算	①+②+③	昼食代
要支援1	1割	1759円	107円	52円	1918円	100円
	2割	3518円	214円	103円	3835円	
要支援2	1割	3607円	107円	103円	3817円	
	2割	7214円	214円	205円	7633円	
事業対象者	1割	1759円	107円	52円	1918円	
	2割	3518円	214円	103円	3835円	

総利用料金/月 = ④ + ⑤ × 利用回数

⑥総合事業予防通所介護 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ = ④に対して5.9%

⑥総合事業予防通所介護 介護職員特別処遇改善加算(Ⅱ)ロ = ④に対して1.0%